



つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 7 月 29 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第 30 号

つくばみらい市手数料条例の一部を改正する条例

つくばみらい市手数料条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

住民票謄本	1 件	200 円
番号法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再発行	1 枚	800 円

」を

「

住民票謄本	1 件	200 円
-------	-----	-------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。